

議事日程第 2 号

令和元年(2019年)招集大阪狭山市議会定例会 6月定例会議会議事日程
令和元年(2019年)6月6日午前9時30分開議
議会期間(令和元年6月6日から同月28日まで23日間)

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 発議第 1 2 号 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 日程第 3 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 日程第 4 | 諮問第 3 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 大阪狭山市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 特別職の職員の給与の特例に関する条例及び大阪狭山市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 号 | 大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 号 | 大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 2 号 | 令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第2号)について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 3 号 | 令和元年度(2019年度)大阪狭山市介護保険特別会計 |

(事業勘定) 補正予算 (第1号) について

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第15 | 議案第14号 | 令和元年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第16 | 報告第1号 | 平成30年度(2018年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第17 | 報告第2号 | 平成31年度(2019年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算の報告について |
| 日程第18 | 請願第1号 | 請願書「太陽光パネル20%削減並びに設置場所移動のお願い」について |

発議第12号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市議会議長 片岡 由利子

記

3番 松井 康 祐

4番 端 雅

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市大野台三丁目5番22号

氏 名 石 井 重 光

昭和18年2月12日生

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市西山台五丁目1番8-502号

氏 名 中 西 隆

昭和25年9月10日生

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市今熊一丁目148番地

氏 名 山 中 雅 典

昭和26年10月16日生

議案第 4 号

大阪狭山市副市長の定数を定める条例の一部を
改正する条例について

大阪狭山市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例

大阪狭山市副市長の定数を定める条例（平成18年大阪狭山市条例第40号）の一部を次のように改正する。

本則中「1人」を「2人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

議案第 5 号

特別職の職員の給与の特例に関する条例及び大
阪狭山市特別職の職員の退職手当に関する条例
の一部を改正する条例について

特別職の職員の給与の特例に関する条例及び大阪狭山市特別職の職員の退職手当
に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

特別職の職員の給与の特例に関する条例及び大阪狭山市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成28年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「市長及び副市長」を「特別職の職員」に改め、同条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長（以下「特別職の職員」という。）」に、「平成30年10月1日から平成31年4月26日」を「令和元年7月1日から令和5年4月26日」に改め、「(平成30年10月1日から同年12月31日までの間については、市長及び副市長の給与の特例に関する条例（平成30年大阪狭山市条例第22号）の規定により支給されることとなる給料の月額）」を削る。

第2条を削る。

第3条の見出し中「市長、副市長及び教育長」を「特別職の職員」に改め、同条中「市長、副市長及び教育長」を「特別職の職員」に、「平成30年10月1日から平成31年4月26日」を「令和元年7月1日から令和5年4月26日」に、「前2条」を「前条」に改め、同条を第2条とする。

(大阪狭山市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成2年大阪狭山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成30年4月27日から平成31年5月17日までに」を「令和元年7月1日から当分の間において、」に、「100分の50」を「100分の30」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例について

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例(平成30年大阪狭山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「第1号被保険者」を「平成30年度における第1号被保険者」に改め、同項中「所得の少ない第1号被保険者の保険料の軽減の強化を図るため、」及び「から平成32年度までの各年度」を削り、同項ただし書を削り、附則に次の1項を加える。

(令和元年度における第1号被保険者の保険料率の軽減)

4 新条例第8条第1項第1号から第3号までに該当する者の令和元年度における保険料率は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第8条第1項第1号に該当する者 27,948円
- (2) 新条例第8条第1項第2号に該当する者 42,854円
- (3) 新条例第8条第1項第3号に該当する者 54,033円

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 7 号

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第5の4の項中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に、「第38条の4第22項」を「第38条の4第23項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例について

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大阪狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする保育施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
第17条第2項第3号中「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第38条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実

施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例
について

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市火災予防条例の一部を改正する条例

大阪狭山市火災予防条例（昭和37年大阪狭山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

- 1 契約の目的 大阪狭山市立第七小学校大規模改造（管理棟他）工事
- 2 契約金額 ￥305,563,320-
- 3 契約の相手方 大阪府大阪市平野区瓜破七丁目1番5号
西野建設工業株式会社
代表取締役 西野 順一

議案第12号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第13号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第14号

令和元年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和元年度(2019年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古川 照人

報告第 1 号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市一般会計予算
繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成30年度(2018年度)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年(2019年)6月6日提出

大阪狭山市長 古川 照人

報告第 2 号

平成 3 1 年度 (2019年度) 公益財団法人大阪狭山市
文化振興事業団の事業計画及び予算の報告につ
いて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成
3 1 年度 (2019年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算につい
て別紙のとおり報告する。

令和元年 (2019年) 6 月 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

令和元年5月28日

請 願 書

大阪狭山市議会

議長 片岡 由利子 様

大鳥池太陽光パネルを考える会

代表 荒谷 恵介

大阪狭山市東池尻5丁目1462-32

電話

副代表 金田 英也

副代表 岩崎 隆

紹介議員 上谷 元規

井上 健太郎

太陽光パネル20%削減並びに設置場所移動のお願い

【請願趣旨】

今年の3月議会で当該地域での生活環境整備について採択頂きありがとうございました。しかし、今も、私達は大鳥池に設置された太陽光パネルからの猛烈な反射光に悩まされ続けています。

当時の、市当局の説明では、パネルの削減や場所の移動も可能であり、また、大鳥池太陽光パネルの20%以内であれば、売電価格には影響ないとのことでした。

今、初夏を迎え、昼間に上昇した気温は夕方になっても下がらず、夜間の安眠が妨げられ、ストレスが溜まるばかりです。一昨年には地域内で熱中症患者も発生しています。

大鳥池西側の河内ふるりの道は多くの人々が利用していますが、「大阪狭山市は地域住民や生活環境、景観を考えずに、何故このような異物を設置したのか」といった意見をよく聞きます。

昨年の台風21号により、太陽光パネルの破損事故が発生したときには、多くの近隣住民が警察署、消防署、市役所に助けを求めて電話をしましたし、4日間も停電が続きました。

当初の太陽光パネルの計画書では災害発生時には当該設備が大活躍するとの触れ込みでしたが、結果的には近隣住民に恐怖感を与えただけです。

以前、市議会での市当局の説明では：

- (1) パネルの移動。
- (2) パネルの20%以内の削減。
- (3) 台風21号の結果報告による、フロート繋ぎ目のボルト強度の不足が改善されず未だに対策用ボルトの取り換えが行われていません。早急に強度不足の改善された対策ボルトへの切り換えなど安全対策を講じて下さい。



以上、太陽光パネルの20%削減、移動並びに欠陥ボルトの取り換え工事を早急に実施頂きたく、要望します。

また、市議会で採択された近隣の環境整備についても、併せて早急の対応をお願い申し上げます。

以上